古川愛明
（創政会）

古川議員の動画はこちら

**質問項目**

・保健福祉行政について
・教育行政について

# 災害援護資金の滞納金の対応状況は

## 償還期間延長を要望、法的措置で対応

**議員**　未曾有の大災害であった東日本大震災の発災後、被災者には生活再建のために被災者生活再建支援金や義援金などの給付が行われた。しかし、失ったものが大きい大災害であったことから復旧復興のための資金が不足する世帯が多数存在し、このような給付型の他に災害弔慰金の支給等に関する法律により災害援護資金貸付が行われた。その原資は国が3分の2、県が3分の1を負担、釜石市が貸付し、その償還期間は貸付から据置期間を含めて13年間でよいか。

**市長**　議員が理解しているとおりである。償還方法は年賦払い、半年払いの選択である。また、償還を円滑にするため月賦払いにも対応している。

**議員**　貸付を受けた市民のほとんどが支払を開始する時期がきているものと考える。13年間を経ての支払開始となると生活状況等の変化により、支払が困難になっている方もいるのではと考える。そのような方は全体のうちどの程度か。また、その金額は。加えて、コンタクトの取れない方はどの程度いるか。

**市長**　貸付件数228件、貸付総額5億5867万4千円で償還が滞っている世帯は88件、滞納金額は1億1638万4338円となっている。この中で全く償還できていない世帯は46世帯、滞納金額は812万2248円となっている。この解消に向けた取組が急務となっている。

また、現在連絡が取れず状況が把握できていない世帯は13世帯あり、返済に向けた相談まで進められず対応に苦慮している。

**議員**　現在の法律の仕組では、未償還の貸付金は最終的に市が返還しなければならないわけだが、償還金の支払事故が起きないようにどのような取組を検討されているのか伺う。

**市長**　市の財政状況が厳しい中、多額の滞納額を負担し、一括償還することは負担が大きいことから、国、県に償還期間の延長を強く要望する。償還する資力のない世帯や、要件に合致する世帯には償還免除の適用、支払猶予制度による無理のない小額償還の案内、資力がありながら償還意欲のない悪質な世帯には法的措置も含めた対応を検討する。

釜石市内の復興公営住宅